

## レイズネクスト周南総合競技場 (陸上競技場)

| (使用区分)      | 単位          | 使用区分(※)／使用料(単位 円) |                           |       |        |
|-------------|-------------|-------------------|---------------------------|-------|--------|
|             |             | 1-(1)             | 1-(2)                     | 2-(1) | 2-(2)  |
| 専用使用料       | 1時間         | 2,334             | 11,670                    | 3,501 | 35,010 |
| 附属施設及び器具使用料 | 会議室1        | 1時間               |                           |       | 215    |
|             | 会議室2        | 1時間               |                           |       | 200    |
|             | 陸上競技器具      | 1式                |                           |       | 5,000  |
|             | 写真判定装置      |                   |                           |       | 3,300  |
|             | 放送設備<br>含む。 |                   |                           |       | 2,200  |
|             | 移動式         |                   |                           |       | 500    |
|             | 夜間照明        | 1時間               |                           |       | 2,200  |
|             | 半灯          |                   |                           |       | 1,100  |
|             | 長机          | 1台                |                           |       | 100    |
|             | 椅子          | 1脚                |                           |       | 30     |
|             | シャワー        | 1回                |                           |       | 100    |
| 個人使用料       | 高校生以下       | 1人1回              | 100 円(回数券 12 枚綴り 1,000 円) |       |        |
|             | その他の者       | 3時間<br>以内         | 200 円(回数券 12 枚綴り 2,000 円) |       |        |

※ 「使用区分」について

1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合

1-(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合

1-(2) その他

2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合

2-(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合

2-(2) その他

## 備 考

- 1 専用使用とは、使用者が一定時間一つの施設の全部(事務所、売店、器具庫等を除く。)を使用することをいい、その他の使用を個人使用という。
- 2 専用使用料は、上記に定める額に、施設使用時間(1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。許可を得て、別表第1の使用時間を超えて使用する場合は、それぞれ、超えた使用時間を1時間単位とし、1時間未満の端数は1時間とみなす。)を乗じて得た額とする。
- 3 専用使用で上記に定める附属施設及び器具、照明設備等を使用した場合は、上記に定める額を使用料に加算して徴収する。
- 4 入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、最高の入場料その他これに類する料金に(1)は 50 を、(2)は 100 を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。
- 5 入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、上記使用区分1の使用料を徴収する。
- 6 既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。
- 7 指導者又は保護者等成人を伴わない中学生以下の者の使用は認めないものとする。